3　前項第一号ロ(2)又は(3)の措置を次に掲げる者に対して講じた場合における同項第二号ロからホまでの規定の適用については、同号ロ中「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「四十万円（中小企業事業主にあつては、五十四万円）」と、同号ハ中「十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「二十万円（中小企業事業主にあつては、二十七万円）」と、同号ニ中「六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「九十万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」と、同号ホ中「三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

一～三　（略）

4　第二項第一号ロ(4)に該当する雇用であつて、短時間労働者として雇用する場合における同項第二号への規定の適用については、「十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円）」とあるのは「九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）」と、「十八万円」とあるのは「九万円」と、同号ヘ(1)及び(3)中「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）」とあるのは「一万五千円（中小企業事業主にあつては、二万円）」とする。

5　障害者職場適応援助コース助成金は、第一号又は第二号のいずれかに該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）その他職場適応援助者（障害者雇用促進法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この項において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものである労働者に限る。次号及び第三号イにおいて同じ。）が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この項において「障害者雇用促進法施行規則」という。）第二十条の二の三第二項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下この項において同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、適切に援助を実施できると都道府県労働局長が認める事業主であること。

イ　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者雇用促進法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次号イにおいて「障害者職業総合センター」という。）及び障害者雇用促進法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次号イにおいて「地域障害者職業センター」という。）が行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修

ロ　訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

3　前項第一号ロ(2)又は(3)の措置を次に掲げる者に対して講じた場合における同項第五号ロからホまでの規定の適用については、同号ロ中「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「四十万円（中小企業事業主にあつては、五十四万円）」と、同号ハ中「十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「二十万円（中小企業事業主にあつては、二十七万円）」と、同号ニ中「六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「九十万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」と、同号ホ中「三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

一～三　（略）

4　第二項第一号ロ(4)又は第三号に該当する雇用であつて、短時間労働者として雇用する場合における同項第五号ヘ又はヌの規定の適用については、同号ヘ中「十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円」とあるのは「九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円」と、「十八万円」とあるのは「九万円」と、同号ヘ(1)及び(3)中「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円」とあるのは「一万五千円（中小企業事業主にあつては、二万円」と、同号ヌ中「六万円（中小企業事業主にあつては、八万円」とあるのは「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）」とする。

5　第二項第二号に該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同号に掲げるいずれかの研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に訪問型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、同項第五号リに定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。